

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施にかかる事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種にかかる事務において、特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施にかかる事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづき、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・予防接種対象者の選定 ・予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ・照会申請による予防接種履歴の照会 ・転入者、予診票紛失者への予診票再交付 ・予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給
③システムの名称	福祉総合システム(保健サブシステム)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表126の項 番号法別表第1の主務省令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	別表第2における情報照会および情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第2 115の2の項 番号法別表第2の主務省令第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青梅市健康福祉部健康課予防係
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康課 予防係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐接続しない(入手) ☐接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和6年4月1日	「5.評価実施機関における担当部署」および「8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」	青梅市健康福祉部健康課(新型コロナウイルスワクチン接種担当兼務)	青梅市健康福祉部健康課予防係	事後	
令和6年4月1日	「5.評価実施機関における担当部署」②所属長の職名	健康課長(新型コロナウイルスワクチン接種担当主幹兼務)	健康課長	事後	
令和6年5月27日	②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 93の2の項	番号法第9条第1項 別表126の項	事後	
令和6年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月1日	I-1-②事務の概要		「予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給」を追加	事後	
令和6年11月1日	I-5-①部署	青梅市健康福祉部健康課	青梅市健康福祉部健康課予防係	事後	
令和6年11月1日	I-8	健康福祉部健康課母子健診係	青梅市健康福祉部健康課予防係	事後	
令和6年11月1日	II-1対象人数	令和3年1月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	II-2取扱者数	令和3年1月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IV-8人でを介在させる作業	[]	[○]	事後	
令和6年11月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	[]	[○]	事後	